

異議申立審査役からの質問への回答

2014年8月15日

国際協力機構 民間連携事業部

1. 生計回復

質問事項：

1-1: 生計回復（職業訓練）プログラムに対する JICA の支援の内容（現状）及び今後の見通し。住民の継続可能な生計手段確立のために引き続きどのような支援をしていくのか。

（答）8/15 に別資料（末尾に添付）にて説明致します。

1-2: 生計手段の回復に係る支援は「適切な時期」に為されるべきところ、生計回復支援計画の確定前に移転が実施されることにつき、JICA としてどのような根拠に基づき問題がないと判断したのか。

(答)

- ・ 生計回復支援策案については、住民移転計画書（以下「RWP」）の第7章（P32～34）において、生計回復計画について転職先として想定される具体業種例（約20業種）や同職に就くための支援内容例、職業斡旋の方向性等につき説明/分析がなされている等、策定されていた。
- ・ JICA 専門家経由で、緬政府に確認したところ、補償・支援案に係る住民協議等の段階において、住民と生計回復支援内容につき相談を行ったが、住民の関心は補償・支援額に集中したとのこと。そのため、緬政府は詳細な生計回復支援計画（スケジュール（開催日）、参加住民の登録等）の確定は移転後となった。
- ・ 但し、緬政府は新たに生計手段を打ち立てるまでの移行期間における生計支援を含む補償・支援につき移転前に住民と合意していたほか、移転後、速やかに詳細な生計回復支援計画を確定させ支援を実施している。具体的には以下の通り。
 - 緬政府は生活再建対策実施委員会（IRPISC）を設立し、生計回復支援プログラムを立案（2013年12月6、23日、2014年1月24日）。同委員会は、緬政府関係者及び住民代表2名で構成。生計回復支援計画の立案、住民との対話、状況モニタリング、実施等を担う。
 - 緬政府は、住民参加型ワークショップを開催（2013年12月11日、22日、2014年1月16日）。緬政府（ヤンゴン地域政府、タンリン、チャウタンタウンシップ、研修候補機関等）が参加し、移転対象住民が延べ334名参加。生計支援や生活環境に対する要望を聴取。また緬政府は参加できなかった世帯には個別聞き取り調査を実施。
（注）最終的に被影響住民81世帯中44世帯がプログラム参加の登録を行った。
 - 緬政府は、住民要望を踏まえ13の研修コースを用意。（食品生産・販売、自動車運転、コンピューター技能、大工、大型自動車運転、自動車修理、溶接、電気工事技能、家具生産等）。2014年1月中旬より順次プログラムを開始し、これまでに10コースを実施。
 - 緬政府は、職業訓練の実施の他に、ティラワ経済特別区（Class A 区域）の建設事業者への住民紹介により、就業機会を斡旋。
- ・ JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA GL」）上、「相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない」、「相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない」とされているが、上記を踏まえれば、緬政府は、
 - ① 移転前に生計回復支援案を策定し
 - ② 移転直後に住民参加の下、詳細計画を確定させ、迅速に支援を開始し、
 - ③ 移転後、職業訓練や職業斡旋等を通じて、移転住民が以前の生活水準や収入機会、

生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めてきていることから、JICA GL に沿った対応を行っている」と判断した。

(参考) JICA GL : 別紙 1 非自発的住民移転 2.

非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。

1-3: 2014年3月10日から23日にJICA専門家が移転先地で実施したヒアリングにおいて「68世帯中移転先地に居住していた全世帯42世帯が回答」との記載があるところ、26(68-42)世帯(既に移転地から転居してしまった世帯)は不問として今後のモニタリングを行わないことで良いか。

(答)

- ・ 移転先地の住民居住状況(2014年8月11日時点)は以下のとおり。
 - 売却済み家屋 19世帯
 - 売却済みかは不明だが移転先地にPAPsが住んでいない家屋 11世帯
 - 移転未了の家屋 1世帯
 - PAPs居住家屋 38世帯
- ・ JICA専門家によれば、移転先地に居住していない30世帯のうち、現在、連絡先不明によりコンタクトが取れない世帯が12世帯。連絡が取れない12世帯を除く18世帯については、外部モニタリング(2014年8月から4半期ごとに実施予定)の際に、可能な限り(電話等で)生計状況を確認するよう緬政府に促していく予定であるとのこと。

1-4: 移転後は仕事場まで交通費（バイクタクシーで往復約 2000 チャット）が負担となっているとの申立があるが、特に収穫や家畜に対する補償がない日雇労働者に対して、通勤交通費の補償は予め検討しておく必要はなかったのか。（なお、地図上では、移転地は、従来の居住地から直線距離で約 4km）

(答)

- ・ 日雇労働者に対しては、以下が補償・支援として供与されている（注：各世帯の状況により供与内容は異なる）。
 - (1) 損失資産に対する補償・支援
 - 家屋：移転地で居住先が提供される。同移転地の居住先と元の家屋との床面積の間に差異が認められた場合には、差額に相当する現金補償が行われる。自分で家屋を建てることを希望する世帯には現金を支給。
 - その他建設物：市場価格の 2 倍の金額を支給。
 - (2) 不労期間補償：28,000 チャット (4,000 チャット×7 日分) /人 (注：1 チャット ≒ 0.1 円)
 - (3) 移転支援:引越し費用 (150,000 チャット/世帯)、通勤費 (72,000 チャット/人)、転校に係る支援 (30,000 チャット/人) 及び移転協力費 (100,000 チャット/世帯)
 - (4) 社会的弱者支援 (61 歳以上、貧困世帯、身障者)：25,000 チャット/人 (①1 世帯あたり該当者および支援者の合計 2 人に対して合計 50,000 チャット、②社会的弱者要因が 2 つ以上ある場合はそれぞれ支援を提供)
 - (5) 生計回復支援：職業訓練、就業機会の斡旋等のプログラムを提供 (希望者向け)。
 - (6) 移転先地における土地・家屋の提供：世帯毎の面積 (25X50feet ≒ 116 m²)
 - (7) 移転先地のインフラ整備：メインアクセス道路 (移転先地～幹線道路間) コンクリート舗装道路を整備、移転地内の道路：ラテライト舗装道路を整備、井戸、電力インフラ整備：配電線整備、各戸への電線引込・メーターボックス設置
- ・ JICA 専門家によれば、上記補償・支援内容については、第 4 回住民協議会後の緬政府とのグループ協議 (非農家グループ) 等において、日雇労働者については不労期間補償が提供される旨の説明がなされ、住民から特段の異論は示されなかったとのこと。また 住民協議において日雇労働者から、勤務地 (MITT を指したものと推察される) までの距離が遠くなるという意見は出たものの、緬政府より、それ程遠くなるわけではない旨の説明があり、この説明に対して反論や交通費支給に関する要求は特に出なかったとのこと。
- ・ なお不労期間補償額については、住民からの増額のリクエストがあり (当初政府案の 25,000 チャット→28,000 チャット)、政府側はリクエストを受け入れ、上記金額となった。
- ・ JICA 専門家によれば、現在、日雇労働により生計を立てている住民には以下傾向があるとのこと。
 - 多くは、ヤンゴン近郊の建設現場で働く傾向にある。

- 住民からの聞き取り結果、及び現在実施している 2,000ha の DMS の途中結果を参照すると、日雇労働者の日額は約 4,000～5,000Kyat である。
- 交通費は、移転先地～ヤンゴン近郊の往復は、公共交通機関（乗り合いバス）を使用して 1,000～2,000Kyats とのこと。（ティラワ以外の日雇い労働者の状況も、ほぼ同一の状況と思料）
- 5,000Kyats 以上の日額報酬を得ている住民もいるが、多くのケースは短期間（数日間など期間限定）の場合か、塗装や大工など職人としての経験と技術がある住民の場合が多い。
- ティラワ経済特別区（SEZ）のみならずヤンゴン近郊も含め仕事の機会はある、住民は自分の希望するタイミングに職場に働きに行き行って生計を立てているのが現況。
- ・ 以上を踏まえれば、
 - ① 日雇労働者と緬政府は、グループ協議や個別協議を通じて補償・支援内容につき協議を行い、住民側意向を反映し補償・支援内容の修正も行った上で合意に至ったことや交通費支給は住民から要求されなかったこと
 - ② また現在ティラワの 2000ha 区域に居住する日雇い労働者と比較しても、特段環境に差異はないこと（多くはヤンゴン近郊で勤務、交通費に差異なし）
 であり、通勤補償を予め検討しておくことが緬政府の責任であったと考えることは適切ではないと思料。
- ・ 今後、ティラワ経済特別区の開発事業者や入居企業等が、交通手段の提供を検討してくれる場合には緬政府が働きかけを行うことは考えられる。ただし、他の労働者と比べ移転先地住民を優遇することは容易ではないとの企業側の意向にも留意は必要。

1-5: 生計手段を失ったためほとんどの世帯が借金を抱えているとの申立がある一方で、2014年3月10日から23日のJICA専門家によるモニタリングでも借金の実態を把握するのは非常に困難であると報告されている。借金の実態のモニタリングは今後も継続して実施するのか。

(答)

- ・ 緬政府が内部モニタリングを実施し、更に外部モニタリングを実施すべく準備中と認識。
- ・ JICA は基本的にこれらのモニタリングを通じ、住民の生計状況等を把握していく予定であり、同モニタリングが適切に行われるよう、引き続き JICA 専門家を通じて緬政府を支援していく所存。(現在も、JICA 専門家は外部モニタリング者の確認 TOR の策定等を支援している。)
- ・ 同モニタリングにおける生計状況の確認事項の一つには、借金の状況も含まれる。
- ・ 借金状況の情報収集においては、各住民からの報告に頼らざるを得ず、また同報告の妥当性を判断する特段の基準もないため、他の項目よりも正しく状況を把握することが難しいとの側面がある。さらにミャンマーにおいては隣家からの借金は一般的に行われており、現代の日本における借金が持つ意味合いとは大分異なることにも留意が必要。

1-6: 28,000 チャット (4,000/日×7 日分) が移転に伴う不労期間補償として支払われているが、移転地での家屋建設や生計回復支援計画の確定前に移転が行われたことに鑑み、特に、日雇労働者に対する補償として充分かどうかの検証はなされたのか。

(答)

- ・ 日雇労働者に対する補償・支援内容策定経緯については 1-4 を参照。日雇労働者と緬政府は、グループ協議や個別協議を通じて補償・支援内容につき協議を行い、住民側意向を反映し補償・支援内容の修正も行った上で合意に至っており、JICA GL に沿ったプロセスを経て策定された内容であることを重視。
- ・ 移転先地での家屋建設については、当初、緬政府は移転先地の全世帯につき、自ら家屋建設を行う計画であった。
- ・ 2013 年 10 月 2 日のヤンゴン地域政府主催の住民協議において移転先地の開発計画等を説明したところ、多くの住民から、自分で家屋を建設したいとの要望が示され、10 月 5 日までに、**Village tract** が自分で家屋を建設することを希望する世帯のリストを作成。緬政府としては同要望を受け入れ、自ら家屋建設を行う場合には、工事の進捗に応じて総額 250 万チャットを段階的に支給すること、また家屋については、2～3 週間程度の工期が想定され 2013 年 11 月末日頃までに建設することで住民と合意された。(緬政府の当初計画通りに、緬政府による建設を依頼するオプションも用意され 12 世帯がこれを選択。)
- ・ なお、JICA 専門家によれば、住宅の建設を、住民の要望により住民が建設することを緬政府が許可した際にも、日雇労働者を含む住民から住宅建設期間補償の支給を求める声は特に無く、合意済であった。
- ・ また、生計回復支援については、日雇労働者は、今次住民移転により生計手段を失うことがないと想定されていたものの、希望者には門戸は開かれていて、緬政府も希望を受け入れた。
- ・ さらに、そもそも、生計回復支援計画の確定前に移転が行われたとの指摘については、上記 1-2 の通り緬政府は JICA GL に沿った対応を行っているとは判断している。
- ・ 以上、
 - ① JICA GL に沿ったプロセスを経て、住民と緬政府間で合意の上策定されたこと
 - ② 家屋を自力で建設することは各住民の選択であり (政府に建設してもらうオプションもあった)、また追加の不労期間補償に特段の合意もなされていなかったこと
 - ③ 生計回復支援は、必ずしも日雇労働者は主な対象とされていなかったため、計画確定前の移転であったことは、補償・支援内容が適切かどうかの判断材料とはならない (また生計回復支援計画策定に係る緬政府対応は JICA GL に沿っていた)ことを踏まえ、JICA としては日雇労働者に対する補償・支援内容は特段の問題はないと判断した。

1-7: 多くの住民が農業継続を希望しているにもかかわらず、生計回復支援では、その可能性が織り込まれていないとの指摘がされている。離農を前提とすることで問題なかったのか。農業継続の可能性は（ミャンマー政府により）模索されたのか。

(答)

- ・ 指摘 43 に記したとおり、JICA 専門家経由で緬政府に確認したところ、緬政府において代替農地の確保の可能性も検討されたが、「代替農地に関しては、農地として新たに開発可能な空き地や休耕地は、ティラワ SEZ の周辺にはなく、もし農地を確保するとした場合には、現在使用されている農地を購入する必要がある、そのために新たな用地取得・住民移転が発生する可能性があったため、代替農地提供は困難」と判断した旨の説明あり（注 1）（注 2）。
 - (注 1) 指摘 1 に記したとおり、緬政府は、用地は取得済であり、移転住民は土地に対する法的権利を有していないとの立場であるため、今次移転に際して用地取得は行っていない。国際基準（世界銀行セーフガードポリシー等）上、必ずしも代替農地の確保は義務とはされていなかった。
 - (注 2) JICA 専門家によれば、2014 年 9 月 21 日の第 4 回住民協議会では、参加者からの質問に答える形で、緬政府側は住民に対して、移転先地に関し候補地があればその旨の情報提供を受け付ける呼び掛けを行ったものの、住民からは代替地に関する情報・要望はでてこなかった。
- ・ また指摘 42 に記したとおり、生計回復支援に係る第 1 回住民参加型ワークショップ（2013 年 12 月 11 日）の際、移転後の希望（関心）職種について住民の意向を聞き取りするために、「元農業従事者」「農業以外の職業従事者」「女性」の 3 グループでグループディスカッションを行ったが、JICA 専門家に確認したところ、その際に、農業の継続を希望する住民はいなかったとのこと。
- ・ 上記等を踏まえ、また、農民に対する 生計手段の喪失等に対する補償・支援として、新たに生計手段を打ち立てるまでの移行期間における生計支援を含め、稲作農家には年間収量に対する市場価格の 6 倍の金額を、野菜、立木農家には、年間収量ないし本数に対して市場価格の 4 倍の金額が支給されたこと、及び移転後、可及的速やかに住民参加の下で詳細な生計回復支援実施計画が確定されたこと等を踏まえ、JICA としては緬政府対応は問題ないと判断した。
- ・ なお、指摘 42 に記したとおり、JICA 専門家からの報告により、移転先地を取り巻く状況に変化があり、外部の住民団体や NGO の活動、並びにメディアの取材が活発になっていき、移転住民に対し「農業を続けたくないのか」「農地の代替地もない上に、補償金額も少ないのでは」等といった発言・質問が繰り返し行われるようになり、住民の追加の支援に対する期待と依存を高めている状況が生まれていると承知。
- ・ JICA 専門家が実施した聞き取り結果（指摘 42 参照）によると、住民の中には、支給された補償・支援金をうまく使って農業を続けている住民もいるため、真に農業を継続したい住民に対しては、こうした例を紹介し、サポートしていくことも考えられる。

1-8: 離農を前提とする移転プログラムであることにつき、JICA は確認し、問題ないと判断したのか。また、住民に周知徹底されたか。

(答)

- ・ 離農を前提とするプログラムであること及び JICA による確認結果は 1-7 参照。
- ・ 農地については代替地提供はなされず、現金での補償・支援となることについては、グループ間・個別住民協議において、緬政府から住民に対し周知徹底がなされたと認識。

1-9: ティラワ SEZ 内での建設作業員の仕事の斡旋を期待した住民が多い様だが、SEZ 内での仕事の斡旋を住民に約束した事実はあるのか。SEZ 内での仕事の斡旋の状況・今後の斡旋計画はどうなっているか。

(答)

- ・ 緬政府による SEZ 内での仕事の斡旋は、2013 年 9 月 21 日の第 4 回住民協議会で配布されその後の緬政府と住民間のグループ/個別協議において説明がなされた資料) や RWP に掲載され、緬政府からこれを実施するとの説明が折に触れなされていたものと認識。
- ・ なお指摘 3 に記したとおり、緬政府は、2014 年 2 月 28 日、3 月 19 日等に、ティラワ経済特別区 (Class A 区域) の建設事業者等への住民紹介により就業機会を斡旋。
- ・ 2014 年 5 月末の時点では、15 名の移転住民が SEZ の工事現場作業員として雇用され、働いていたが、その後、ヤンゴン近郊の日雇労働勤務先に転職している。転職理由は平日に毎日定時に出勤しなければならないこと、作業場の規則が厳しいこと等であるとのこと。
- ・ 今後は、住民の意識等の改善を図り、ティラワ SEZ の入居企業等のニーズを満たすことができるよう中長期的な支援を行っていくこと等が重要であり、かかる緬政府の取組を支援していく方針。
- ・ 上記の他、約 5 名が SEZ プロジェクト事務所職員、清掃員及び警備員として雇用される予定。

2. 移転地生活環境

2-1: 井戸

2-1-1: 指摘を受けて、2014年6月以降ミャンマー政府が累次の改善を実施し、改善されつつあるとのことであるが、井戸の問題の原因は何か（例えば、そもそも移転地の選択が不適切だったのか、井戸掘削場所の問題か、住民への周知の問題か等）。

(答)

- ・ JICA 専門家によれば、当初、井戸水の水質が安定しなかった理由は、表層から掘り進んで最初に到達した帯水層（不圧帯水層）から地下水を汲み上げていたことや、井戸施工上の問題（Screen のサイズが粗い、帯水層中のボーリング壁が水のくみ上げ時に崩壊）などによると考えられ、そのため、2014年6月6日に JICA から緬政府に対し、不透水層の下層の帯水層（被圧帯水層）まで掘り下げた井戸（深井戸）を新たに掘ることが提案され、6月14日より掘削を開始。
- ・ JICA 専門家によれば、8月11日時点の状況は以下のとおり。
 - 新たに掘削した4本の深井戸を含め7本の井戸が使用可能な状態。
 - 住民に日常的に使用されている井戸 5本（内、4本は飲料水と生活用水として利用。1本は、濁度が高いため生活用水としてのみ利用）
 - 住民にほとんど使用されていない井戸 2本（理由：設置場所が移転地の端、井戸の周りが雨水でぬかるんでいる。
 - 2013年12月から継続的に状況を確認していると、浅井戸に関しては、乾季（10～2月）、夏季（3～5月）、雨季（6～10月）と季節の移り変わりとともに水質（濁度）や水位が変わっている事が明らかになってきている。雨季に入り浅井戸の水質が改善されてきているが、次の乾季・夏季にはまた以前の状態に戻る可能性もあるため、緬政府では、今後もモニタリングを継続的に行い状況把握に努める予定。
- ・ 2014年8月13日現在の井戸の状況は、別資料のとおり。

2-1-2: JICA が井戸の問題を発見した時期、その後の JICA の対応内容。

(答)

- ・ 移転先地に設置された井戸の問題について、設置はしたものの故障で動かないものがあるといった点については 2014 年 1 月及び 3 月に JICA 専門家より報告を受け認識。
- ・ 同報告の際には、いずれも緬政府が施工業者に働きかけを行い累次に亘り改善に向け取り組み、また稼働する井戸については住民が飲用で使用しており、緬政府の対応を見守ることとした。
- ・ 2014 年 4 月に JICA 専門家より報告を受けた際にも依然として井戸の問題が解決しておらず、さらに乾季の終わりで、気温が最も高くなる時期も相まって水質が悪化したことにより住民が井戸の飲用使用を行わなくなったため、JICA 専門家にモニタリング強化を依頼するとともに、同専門家経由で緬政府に対し改善の働きかけを依頼。
- ・ 緬政府は 2014 年 5 月にも再度自前で井戸を掘った世帯が雇用した施工業者による井戸の改善を行い、一部の井戸では飲用可能な水準までの改善は見られたものの、他の井戸においては住民が飲用で使用する水準までの改善は見られなかった。そこで更なる改善を期するため、JICA 専門家を通じ、信頼のおける施工業者を雇用し、深井戸を掘削することを提案。然しながら緬政府からは自前で対応したいとの主張がなされ、対策を実行に移すのに時間を要した。そこで 2014 年 6 月 6 日に民間連携事業部長がミャンマーに出張しティラワ SEZ 管理委員会委員長と協議し、深井戸掘削を提案し、緬政府が同意、6 月 14 日から緬政府雇用の施工業者による掘削が始まった。JICA は 2014 年 6 月 15 日から井戸の専門家を派遣し、施工監督する緬政府が手当てした専門家に対して技術指導を行った。

2-1-3: 井戸の利用状況と今後の改善見通しについて

(答)

- ・ 2-1-1 参照。

2-2: 排水

2-2-1: 問題の原因はどこにあるのか。(排水溝整備が構造的に不十分なためか、排水溝に住
民がゴミを投棄する等周知・運営の問題か)

(答)

- ・ 指摘 12 及び 14 に記したとおり、「移転先は排水設備も不十分である。狭い道路に沿って未完成の明渠が通り、一部の土地が排水であふれる原因になっている。乾季ですでに排水が悪く水があふれているので、雨季における家や土地の状態について深刻な懸念が広がっている。」との異議申立書の指摘は事実ではない。
- ・ 道路沿いの排水路はほぼ完成。多くの部分はコンクリート製の蓋で覆われている。(一部はオープン型の部分あり。)
- ・ 排水路の側壁を一部削って、住宅区画内の水が排水路に排出できるようになっている。
- ・ JICA 専門家によれば、オープン型であったにしても、移転地住民が排水溝に多量のゴミを捨てる等、排水溝機能を低下させる問題が発生しない限り、排水溝としての機能は保たれると考えられるとのこと。
- ・ 住宅区画の地盤は道路よりも低い。JICA 専門家によれば、ヤンゴン地域やエーヤワディ地域のような低地・平坦地では道路がアクセスの基幹ライフラインとなるため水没しないように他の土地より嵩上げするのは通常の措置であるとのこと。
- ・ 移転先地の住居前に整備された排水溝に流入した水は、移転先地脇に位置する小川に流れ出るようになっており、2014 年 8 月 11 日時点で溜め池の水かさが増し排水溝から流れ出た水は溜め池に溜まりがちの状態になっていたが、移転先地の居住区域からは排水されている。その結果、住居前の道路及び敷地内は一部日当たりの悪い個所にぬかるみがある程度で、全体的に半乾燥の状態。
- ・ 最新の排水状況(写真)については別添 3 (本資料の末尾に添付) 参照。

2-2-2: 嵩上げは各戸に任せることでよいか。改善のための代替案はあるか。(ミャンマー政府が建設した家では水たまりができてやすいのか。)

(答)

- ・ 今後、住宅区画の地盤が道路より低いことが原因となって冠水の問題が生じる場合には、緬政府と住民が協議を行ない、可能な対応策につき検討し措置を講じることが重要であり、必要に応じ **JICA** としても住民と緬政府間の協議が円滑に行われるよう支援を行う。
- ・ 嵩上げを各戸に任せるのか、別の方法をとるのかについては、上記の事態になった場合の緬政府と住民間の協議結果に拠る。**JICA** としては必要に応じ両者間の対話を促進する立場。
- ・ なお嵩上げ及び水たまりの状況等につき **JICA** 専門家より以下報告あり。
 - 緬政府が建設した家の方が、どちらかと言うと空き家になっていたり、移転住民以外が居住していたりすることにより、水たまりなどが出来ても個別に対応をとっていないことから“水たまり”が出来やすいとの印象になりがちと思われる。即ち、政府の建設した 12 件のうち、10 件の家は早々に売却されてしまったため、係る住居の冠水対策（嵩上げなど）を行う人がいない事から、雨水が溜まったまま放置された状態になっている。他の世帯では、家の持ち主が嵩上げなどの排水対策を取っている世帯が多いため、冠水度合いが低いように見える。
 - 一方、移転地に居住する **PAP**s の中でも、自分たちで嵩上げ対策を取れない住民がいるのも事実であり、第 4 回住民参加型ワークショップ(2014 年 6 月 29 日)では、移転地の課題として排水問題が挙げられた。そのため、政府と **JICA** 専門家は住民と具体的な対策案（嵩上げ）について協議を実施（7 月 7～9 日）。その際、住民側より、雨季に嵩上げをしても土砂やセメントが流出してしまう恐れがあるため雨季後に工事を行って欲しいとの要望が出たため、今回の雨季の期間、住民自身が一時的な対策を取る事となった。
 - その後、移転地の状況を再確認するため政府関係者と **JICA** 専門家チームが 7 月 10 日に現地調査を実施。排水対策について戸別訪問により各世帯の要望を聞き取りし、嵩上げは雨季後に行うとして、早急な対応としてプロットの敷地内に排水路をつくる（道路脇に排水溝には、各プロットからの排水がなされるように排水口が設置されている）要望が出されたため、政府側はこれを了承。
 - しかしながら、その翌日（7 月 11 日）、一部住民による反対運動が起きたため、現在まで排水路の設置が行えない状態が続いている。

2-2-3: 今年の雨季の実際の排水状況。

(答)

- ・ 2-2-1 参照。
- ・ 最新の排水状況（写真）については別添 3（本資料の末尾に添付）参照。

2-3: 家

2-3-1: 最初の 68 世帯は、移転を急いだため、家屋の整備が一部完成していないまま、また、生計回復支援計画が充分整備される前に、移転がなされた模様である。移転先のインフラ整備のスケジュールと移転時期との関係について確認したい。JICA は、いつものように移転時期（とインフラ整備及び生活回復との関係）を把握し、ミャンマー政府にどのような働きかけを行ったのか。

(答)

- ・ 家屋整備が一部完成していないまま移転した世帯があるのは事実（注）。
- ・ ただし、それは緬政府の意向によるものではなく、以下に記載のとおり、住民側の意向を例外的に緬政府が認めたものであったことに留意が必要。
- ・ 2013 年 10 月 22 日の移転先地の区画くじ引き後、住民側からの早く支援金を受け取りたいとの希望もあり、10 月 29 日から第 1 回目の支払いが開始された。住民の多くは 1 回目の支払い受領後に建設資材を購入。しかし、その時点で移転先地の整備は完了していなかったため家屋の建設を開始できなかった。そこで、政府側と住民との間で協議し、移転先地の道路整備と基礎工事が終了した時点で家屋の建設を開始することになった（ほとんどの世帯は 11 月 10 日前後に建設開始）。
- ・ 住民はできるだけ早く支援金全額を受け取りたかったところ、分割での支払いだったため（分割払いについては住民も合意）、出来るだけ早く家屋を建設したかったという意図もあった模様。
- ・ ただし、実態として、11 月中旬に完成（もしくは、外壁の塗装が終わっていないが建屋の工事は終了した「見なし完成」）した家屋は 0 棟。11 月 9 日から 28 日にかけて、移転先住居に入居したのは 33 棟（ただし現在、居住していない、もしくは別の世帯が入居している家屋も含む）で、緬政府と住民との間で下記の念書を取り交わした上で、住民側要望により、建設途中での入居が認められた（建設途中の段階から家屋に移転し始め、居住しながら家屋建設を継続）。これら 33 世帯の完成（もしくは見なし完成）は、12 月半ばから 2014 年 1 月末の間であった。
- ・ なおコントラクターが建設を行った 12 棟は 11 月 13 日から工事を開始し、11 月 22 日に 4 棟、11 月 27 日に 8 棟が完成（ただし電気メーターの取付等は除く）。
- ・ 緬政府は、住宅建設着手初期段階から移り始めた住民が多数いたため、①SEZ 区域内の旧家屋を解体したこと、及び、②「移転先地インフラが完成する前ではあるが、住民意向により自発的に移転する」旨を確認する書を、該当する住民との間で取り交わしている（同念書は、最終合意文書に添付されている）。
- ・ JICA は、随時 JICA 専門家より報告を受け状況を把握していたが、可能な限り住民の要望を受け入れたいとの緬政府方針に特段の異論は唱えなかった。ただし外部から見たときに緬政府が強制しているとの誤解を受ける恐れがあったため、上記の念書を取り交わすことを提言した。

(注) JICA 専門家によれば、米を栽培している世帯の中には、米の収穫が終わった後の移転を希望した世帯もあり、かかる世帯については結果的に米の収穫が行われ、他の世帯よりも後に移転が行われている世帯もあるとのこと。

(別添 1)

確認書のひな形 (オリジナルは緬語)

To

Leader
Resettlement Implementation Sub-Committee

Date:

Subject: **: Reporting that house inside the Class A has been demolished and household already moved to relocation place**

Regarding the above subject, I herein would like to report that U....., HH No., son of U....., NRC No., who lived inside the Class A (400 ha) has completely demolished his house previously lived inside the Class A and already moved to relocation place.

Remark: : According to the request of the household head and because his house previously lived has been completely demolished, household voluntarily moves to relocation place, even though construction works of the basic infrastructures such as road construction and hand-pumped tube well digging, etc., are not fully completed yet.

U.....
Ward/Village Administrator

(Household Head)

U.....

NRC No.:

(Checked by:)

U.....

Position

2-3-2: 移転前に比べて住居が密接しているが、都市型生活（貨幣経済）への移行が前提であることは住民に周知されていたのか。

(答)

- ・ 周知されていた。
- ・ 具体的には、2013年9月21日の第4回住民協議会において、具体的な区画割り案に関して、会場に家屋のデザインとともに貼り出され情報提供がなされ、移転先地の区画面積に関する議論もなされた。
- ・ また、住民は過去の移転事例（Bant Bway Kon Dam ダムの移転や1997年の移転）から、住宅が密集して建設されることは理解していた模様（参考情報：2,000ha Kyauktan Township 側 Shwe Pyi Thar Yar Village の除外区域が1997年の移転先地）。
- ・ 区画の大きさについては、グループ別、個別住民協議（電話を含む）の際に協議され、最終的な大きさが決定された。また、2013年10月22日の区画のくじ引き当日も、説明がなされた。

2-3-3: 申立において「政府が用意した質の悪い家」という指摘がなされているが、住民が自ら建設することを選択した主な理由は何か。自ら家を建設する自由を認めながら、その建設を待たずに移転を実施した理由は何か。

(答)

- ・ 緬政府は、移転先地に建設する家屋につき、以下水準を満たすことを条件としており、政府が用意した家についてもいずれも、これらの条件を満たしている。移転前の家屋と比べてもまた、周辺地域の家屋等と比較しても決して質が劣る訳ではないと認識。
＜移転先地の家屋が満たすべき条件＞
 - ① 低床面積（192square feet 以上）
 - ② 壁は bamboo mat walling 以上
 - ③ 壁を塗装すること(earth oil 等)
 - ④ トイレは fry proof structure（直下式ではなく、便槽を離す）
- ・ 壁等は Bamboo Mat Walling より耐久性の高い材木仕様としているが、自力で家屋を建設した世帯の中でも Bamboo Mat Walling を採用している世帯も複数いることから、「政府が用意した質の悪い家」という指摘は適切でない
- ・ 住民が自ら家屋を建設することを選択した理由は不明。自分好みの家屋デザインや間取りとしたい、建設コストを浮かせ差額を入手したい等、様々な理由があったものと推察される。
- ・ 家屋整備が一部完成していないまま移転した世帯の経緯については 2-3-1 を参照。

2-4: その他生活環境

2-4-1: 家庭菜園は、これまで農業で生計を立てていた住民にとって重要とも解されるどころ、これを作る場所を提供することは可能か、また計画はないのか。今後のモニタリングの必要性や計画につき確認したい。

(答)

- ・ 指摘 28 に記したとおり、家庭菜園を営んでいる世帯はある。2014年8月14日時点で、4世帯が小規模ではあるが家庭菜園を始めている。係る世帯では、雨季前に庭先にウリ、バナナ、ランなどの苗木を植栽し始めたところであり、自家消費用と販売用にしたいと考えているとのこと。
- ・ 上記 1-7 に記したとおり、緬政府により代替農地提供の可能性は検討されたが提供は困難とされている。移転先地には今後、2000ha 区域の住民が移転することが想定されており、同区域の世帯が最終的にどれくらい受給権者として認定されるか未だ分からないが、各世帯に Class A 区域と同一のプロット面積を提供する場合には、全対象世帯の移転先地を用意するのは困難である見通し。現在のところ、追加で緬政府が家庭菜園用の土地を提供する計画はないものと認識。
- ・ なお、家庭菜園ではないが、生計のために移転先地にて商店や小規模なレストランを始めた世帯も出てきている由。

2-4-2: 移転地は街路樹がないとのことだが、移転地整備の計画に植林は含まれていないのか。

(答)

- ・ 緬政府が住民との間で合意した移転先地整備の計画に植林は含まれていない。また現状、緬政府が追加的に移転先地に植林を行う計画は有していないと認識。
- ・ 指摘 12 において説明したとおり、JICA 専門家によれば、6 月に入り、雨季の到来に先駆け自宅前に植栽を行った世帯が確認された (2 世帯)。
- ・ これらの世帯の植栽目的は、夏季の日除けにするためとのこと。同世帯は、コミュニティ (移転地) を自分たちで努力して整備していくことが大切であるとの考えから、他の家にも植栽を行うことを呼びかけているが、他の世帯においてはそのような意識はなく理解は得られていない状況である。
- ・ JICA 専門家によれば、2014 年 6 月 29 日に開催された第 4 回住民参加型ワークショップにおいて移転先地における植樹活動に話題が及んだとのこと。専門家の報告内容は以下の通り。
 - 緬政府より移転先地における植樹活動について住民に問いかけたものの、参加住民の大半は関心がない様子であった。その際、「移転先地が狭いので植樹は無理である」との否定的な発言も出たが、自宅前に植樹を始めた世帯からは、「やる気になれば、場所はある」といったやり取りもなされた。
 - 緬政府側としては、今のところ植樹に関して具体的に支援を行う計画はない。なお、上記のように住民からの希望がない中、緬政府が植樹を行った場合、住民が樹木の面倒をみるとは考えにくく、政府に対する住民の依存度を高める要因の一つになり得ることも懸念される。但し、今後、夏の到来に備えて植樹を行うことに対し、IRP の一環として対話を続けて行く予定。
- ・ JICA としては、こうした住民の自立的な取り組みがもっとも重要であり、かかる意欲をもった住民の取り組みや、そうした取り組みを広げていくことを支援していくことを重視している。

2-5: 学校

2-5-1: 現時点では、移転地において全員通学できている模様だが、通学や学校の生徒の受け入れ等、現時点のミャンマー政府の対応状況について確認したい。

(答)

- ・現時点で特段の問題は生じていない。

2-5-2: 対話やモニタリングは継続しているのか。今後のモニタリングの計画はあるのか。

(答)

- ・ 緬政府と移転先地住民との間の対話やモニタリングが継続されている。
- ・ ただし、たとえば、2014年6月及び7月に住民参加型ワークショップ（以下「WS」）及び、2014年6月に開催された生活再建対策実施委員会(IRPISC)において、学校の受け入れ状況について住民から要望がなされているとは承知しておらず、また学校の問題については、コミュニティーリーダーを通じ住民から指摘がなされることが多かったが、それもなされておらず、現在のところ、特段の 이슈があるとは認識していない。
- ・ 今後も緬政府による内部、外部モニタリングを中心として、状況を見守っていく方針。

3. 補償

3-1: 日雇労働者への補償の考え方（1週間分の引越のための不労期間の補償のみで充分と考えた理由）を確認したい。

（答）

・ 1-4 及び 1-6 参照。

3-2: 2012年12月に灌漑用水供給が停止され、400haで影響を受けた1世帯には、その後移転までの期間の補償を上乗せしているのか。

(答)

- ・ **Class A** 区域において、灌漑用水停止の影響を受けた世帯に対しては、灌漑用水の供給を受けていた時も考慮した年間収穫量の**6倍**の補償・支援金が支払われている（補償・支援金算定のベースとなる金額が増額されている）。

3-3: 2000ha の移転に係る計画策定等のスケジュールについて、確認したい。【指摘 8】また、400ha に係る移転、補償、生計回復の経験を踏まえて、JICA が如何なる働きかけをミャンマー政府にしているのか。

(答)

- ・ 2000ha 区域は、Class A 区域の 10 倍以上の世帯数があると見込まれ、詳細社会経済状況調査のみでも相当な作業負担となることが想定されることから、現状、緬政府は 2000ha の移転に係る計画策定等の具体的スケジュールは未だ有していないと認識。
- ・ JICA 専門家としては、緬政府が 2014 年内には詳細社会経済状況調査を終え、補償・支援案等を検討するとのスケジュール感を持っているが、実際にその通りになるかどうかは未だ分からないとのこと。
- ・ Class A における住民移転を通じ、以下が円滑な住民移転を進める上で、重要な要素と考えており、既に一部事項について問題意識を共有しているが、今後の作業の進展を見つつそれぞれの重要性を共有しながら支援を進めていく所存。
 - (1) 緬政府の指導層が国際基準に準拠して住民移転を進める事の重要性を理解し、リーダーシップを発揮すること、
 - (2) 丁寧かつ詳細に非影響住民の生計実態、資産、家族関係、住民移転によるインパクト、社会的弱者の状況等を調査すること、
 - (3) パブリックコンサルテーション、グループ、個別の協議など、住民と木目細かい対話を行うこと、
 - (4) ともすれば補償・支援金の額に住民の関心が集中する中で、住民に対し粘り強く生計回復に向けた取り組みの重要性を説いていくこと。

3-4: B氏が第1回目の補償金支払を受領したものの、第2回目及び第3回目支払の受領を拒否していることについて、対話や対応を実施しているのか。

(答)

- ・ 個人情報であるため非公表。

3-5: 移転地での家の建設には、①最低床面積、②壁は bamboo mat walling 以上、③外壁を塗装すること、及び④トイレは直下式ではなく便槽を離すこと、の要件が課された模様だが、政府が提供した家屋も同じ要件を満たすのか。

(答)

- ・ 2-3-3 で記したとおり、政府が提供した家屋も上記①～④の要件を満たしている。

3-6: 豚、鳥等の小型家畜は補償対象外と説明されているが、移転後もこれらの家畜を飼育することが可能であり、実際に飼育されているのか。

(答)

- ・ JICA 専門家によれば、移転後、移転先地の住居で小型家畜を床下や庭先を利用して飼育している世帯が 2 世帯あり、また移転先地以外の住居で小型家畜を飼育し続けている世帯もある由（約 10 世帯確認できているが、詳細は不明）。

3-7: 補償に関する合意内容や補償の算定根拠が書面で全世帯に配布されず（現在になって随時配布されている）理由は何か。JICAとして問題を把握し、対応していたのか。

(答)

- ・ 2014年1月時点で、JICA 専門家からの報告により、移転対象の世帯においては緬政府が全世帯の移転が完了した後に合意文書を配布予定であることを認識していたが、その後の状況は把握できておらず、異議申立書で指摘を受け、事実確認を行った結果、移転先地で家屋と土地が提供された 68 世帯については、全世帯からの署名は取り付けていたものの合意文書が未配布であることを認識した。
- ・ 指摘 33 に記したとおり、緬政府が一部世帯に合意文書を配布していなかった理由は、全世帯の移転完了（支援金の支払い完了）を待って一律に配布する予定であったこと等によると認識。
- ・ なお、8月1日以降、緬政府はこれらの合意文書の配布に着手し、8月8日に再度、移転先地において配布を試みた（8月8日の結果は下記注参照）。8月11日時点の配布状況は以下の通り。
 - 配布済：25 世帯
 - 受取拒否：4 世帯
 - 世帯主の不在等により配布未完の世帯：11 世帯
 - 移転先地外に居住して不在なため配布未完の世帯（家屋売却済の世帯及び家屋売却未了の世帯を含む）：26 世帯
 - ペンディング：2 世帯
- ・ もっと早期に配布を終えていることが理想ではあったが、合意文書の配布に係る JICA GL 上の規定は特になく、既に住民が署名した補償・支援金額の内訳書のコピーは全世帯に手交されており、合意文書自体も全ての住民が署名は終えていた。指摘 33 に記したとおり、緬政府から合意文書のコピーが渡されていないことについて、JICA GL への抵触は特にない。
- ・ ただし住民との信頼関係向上のためには可能な限り早期に合意文書の配布を了することが理想的であると考えられ、今後も配布努力を継続していくとしている緬政府の取り組みをフォローしていく所存。

3-8: 補償に関する内容の住民への周知は十分に適切に為された旨 JICA として確認したのか。高圧的な対応や脅しがあったとの苦情等はなかったか。

(答)

- ・ JICA による確認方法は以下のとおり。
 - 2013 年 5 月中旬以降、JICA 専門家が常時派遣されており、緬政府と住民との協議状況をモニタリングし報告を受けていた。JICA 専門家は、専門家による緬政府担当者、住民からの聞き取り、専門家チームが雇用した現地ローカルスタッフによるモニタリング等を通じ情報を収集。(JICA 専門家は緬政府に対し支援を行う立場であると同時に、JICA より委託を受け、適切に住民移転手続がなされるよう客観的見地からチェックする立場にもあり、かかる立場からモニタリングを行っていた。)
 - これに加え、事業担当部による実査、農民団体との対話、住民ヒアリング、関係部署による実査、モニタリング等を実施。
- ・ 緬政府による住民に対する補償・支援に関する周知については、主に以下対応がなされている。
 - (1) 第 3 回住民協議会 (2013 年 7 月 30 日)
 - 支援の枠組みを説明(同枠組みを掲載の資料を参加住民に配布)
 - (2) 第 4 回住民協議会 (2013 年 9 月 21 日)
 - RWP 概略 (プロジェクト概要、影響を受ける資産、補償・支援内容、生計回復支援の枠組み、支援/補償体制、苦情処理メカニズムの枠組み等が記載された資料) を配布、補償・支援金額例等を説明。
 - 移転先地は、その案 (地図、レイアウト案) を会場の壁に貼り出し
 - (3) グループ別・個別協議 (2013 年 9 月 23 日～)
 - 各グループ、世帯に、累次に亘り RWP 概略を用い説明し、協議。
 - (4) ヤンゴン地域政府の主催の住民説明会 (2013 年 10 月 2 日)
 - 農業灌漑大臣が補償・支援金額、移転先地の開発計画、今後のスケジュール等の説明会を開催 (69 名が参加)。参加者からは、野菜・立木への補償を 3 年から 4 年への増額、道路の舗装等の要望が出された。
 - (5) 上記に加え、緬政府は、個別協議期間中に合意に至らなかった世帯と電話や Village Administrator を通じて追加の個別協議を断続的に行い、支援内容について説明。また、住民協議終了後や Class A 区域訪問時等に住民より補償内容の質問が寄せられた場合には、その都度説明している。
 - (6) 移転先地の区画割り当て (住民との協議により変更された移転先地のレイアウト) 及びくじ引きの説明 (2013 年 10 月 18 日)
 - (7) 移転先地の区画割り当てのくじ引き (2013 年 10 月 22 日)
 - (8) その他
第 1 回目の支払いにおいても政府側から支払い内容について説明しているが、住民から疑義が出た場合 (児童の数が違う等)、緬政府側はその内容を確認・検討し (追

加 DMS の実施を含む)、出来るだけそれらを反映し支払いを実施。

- ・ 緬政府による強制・脅迫があったとの情報は、主に、以下にて入手。
 - (イ) 2013年9月27日 メコンウォッチレター
 - (ロ) 2013年10月1日(レターには2013年10月30日と記載) ティラワ社会経済開発グループからのレター
 - (ハ) 2013年10月10日 ティラワ社会経済開発グループ主催記者発表会(JICAからもミャンマー事務所長他が同席)
 - (ニ) 2013年10月15日 ティラワ社会経済開発グループとJICAとの協議
 - (ホ) 2013年10月29日 ティラワ社会経済開発グループからのレター
 - (ヘ) その他:上記以外にも、メコンウォッチや報道等を通じ情報を入手

- ・ JICAは上記情報提供に対して、まずはJICA専門家を通じ、事実関係の確認を行った。例えば、緬政府と住民とのグループ協議や個別協議等において緬政府による強制・脅迫があったとはじめて情報提供がもたらされた2013年9月27日のメコンウォッチレターについては、即日中に、JICA専門家に指摘事項につき確認を依頼し、JICA専門家は緬政府担当者への聞き取り等を通じ状況を確認し、翌28日及び30日にJICAに報告を行っている。たとえば28日付の報告については別添2参照。
- ・ その後も、新たな情報提供がなされ、JICAが状況を把握していない指摘がなされた場合には、都度JICA専門家を通じて事実確認を行っていた。
- ・ 更に、上述のとおり、事業担当部による実査、住民ヒアリング、関係部署による実査やJICA専門家による(緬政府職員を介さない)住民へのヒアリング等により、緬政府の住民協議における対応につき確認。

- ・ その結果、脅迫の事実は確認されず、むしろ総体的には、政府側は思った以上に意見を汲んでくれたとの感想があったと認識した。
- ・ さらに
 - ①住民からの要望を補償・支援案に反映し当初の緬政府の補償/支援案よりも譲歩した多数の事実(下記参考)、
 - ②詳細社会経済状況調査を行い既に緬政府と住民間で調査結果に合意していたにも関わらず、補償・支援金の協議段階で調査結果を修正したい(=補償・支援金の増額につながる修正をしたい)との住民指摘を受け資産状況の確認をやり直したケース、
 - ④住民が緬政府提案に反対したため長期に亘る対話・交渉が行われたケース等々が確認された。

(参考) 緬政府が住民意向を汲んだ例

- 米、野菜等の補償年数の増加
- 移転地の区画面積の拡大
- 移転地で各戸への配電・電気メーターの設置への合意

- メインアクセス道路のコンクリート舗装の実施
 - 移転地での家屋の建設においても、住民からの要望により家屋建設費を支払い、住民が家屋を建設することを受入
 - 賃金労働者に対する不労期間に対する補償額の増額
 - 学童の通学費の補助の追加
 - 未移転世帯（一世帯）との交渉においても、個別協議当時、合意形成の段階で支援金の支払い対象の牛の頭数を増やすことに政府側として合意
 - 農耕器具の補償金に関しても、当初、政府側案と住民要望に少し開きがあったが、最終的に住民の要望する金額で支援金を支払い。
 - 生計回復に係る職能訓練参加者への交通費の支給、受講条件の緩和、身分証明書（NRC カードの発行）等
- ・ 以上を踏まえ、緬政府は強制・脅迫を行ったという事実は確認されず、また政府側の交渉団は住民の要望・要求を聴く姿勢を有し、住民要望を反映し政府提案を修正しながら、補償・支援案を策定したとの確認結果が妥当と考えられると判断した。

ティラワ SEZ Class A 住民移転交渉の状況 (2013年9月28日 AM10:00 現在)

1. メコンウォッチ緊急要請書の記載事項に関する事実関係

緊急要請書の記載事項	確認した事項
<p>(1) 9月21日の住民協議会での当局からの説明によれば、住民が当局と協議可能な内容の範囲は、当局が作成した RAP ドラフト版に提示されている項目に限定されるとのこと。多くの農民(約2000ha内)で影響を受ける農民を含むが懸念を示している農地の喪失に係る補償措置については、「ヤンゴン管区政府と裁判所で話し合う」よう、当局の脅しともとれる一方的な説明がなされたのみである。</p>	<p>9/21の住民協議会で、土地(農地)の補償に固執する場合には、ヤンゴン地域政府の管轄事項になり、解決出来ない場合には裁判になる旨の説明がなされたことは事実です。しかし本件の説明後、住民側に考える時間が与えられ、その結果、住民は交渉することに同意し、協議会の後に交渉グループなるものが形成されました(ただし、交渉では引き続き農地への補償を求めて来ています)。交渉グループは、A. 農地を持たない住民(非農家)、B. 稲作農家、C. 野菜農家、D. 畜産農家の4グループ</p>
<p>(2) 9月21日の住民協議会で配布されたのは、RAP ドラフト版の要約版のみであり、RAP ドラフト版の全文は公開されていない。</p>	<p>RWPの全文は、9/28現在、公開されておりませんが、その要約版(緬語)が9/21の住民協議会で配布されました。</p>
<p>(3) 9月21日の住民協議会にて、RAP ドラフト版に関する意見がある場合は9月30日までに当局事務所に意見を提出するよう求められたため、9月23日、約40名の住民(ティラワ SEZ 予定地400ha内、および、2000ha内の影響住民両者を含む)が意見を述べるため、指定の当局事務所を訪問した。しかし、「早期開発地区(400ha)に係る影響住民ではない」ことを理由に、担当者は「2000haに係る影響住民」との面会を拒否。その後、住民側は400haに係る影響住民も含む全員が一度その場を立ち去ったが、再度、数人の住民が事務所を訪問し、翌9月24日の面会に関する約束を担当者から取り付けた。9月24日に行われた担当者との会合では、住民が述べた意見に対し、担当者から真摯な対応・回答はなされずに終わった。</p>	<p>9/23には約30名の住民が参加しています。その席で、2000haからの住民は“オブザーバー”的な位置づけになる旨の説明がなされたところ(面会の拒否ではありません)、2000haの住民側は交渉参加への拒否と受け取ってしまった模様です。一旦、参加者の一人の呼びかけで住民の一部が事務所外に出た事は事実のようですが、その後、政府側担当者からB稲作農家の交渉グループの一人を通じて話をして誤解を解き、会場に戻ってきたところで、政府側は交渉参加への受入れを受諾しました。その結果、交渉グループが再形成されました(9/21の住民協議会で形成されたメンバーとは異なり、各グループの1名はClass Aからの代表者ですが、その他はClass A外のメンバーから構成されています。面積比で人数を決めた模様です)。</p> <p>なお、9/24の交渉で担当者は、住民の要望・要求に耳傾け、それらの要望・要求はヤンゴン地域政府に伝えると返答している模様です(交渉ですので、中には受入れ難い要求・要望に関しては、対応が無理な旨の返答がなされた模様です。例えば、移転先地・代替農地をSEZ内とすること、職業訓練中の給与の支払いに対する要望等)</p>
<p>(4) 9月24日、村の行政官が早期開発区域(400ha)</p>	<p>“村の行政官”とは Village Tract の行政官を指す</p>

の各影響住民の家を訪れ、「(移転・補償に関する合意文書への) 署名をしなければ、一切補償を受け取ることはできないだろう。」「署名しなければ、今の家をブルドーザーで壊される。」等の脅しととれる発言があった。	かもしれませんが、少なくとも交渉の場で係る発言があった事実はありません。また、交渉の場でのレターへの署名に関しても、あくまでも住民の意思に基づくものとして、強要・強制の事実はないとのこと。
(5) 9月25日、当局が早期開発区域(400ha)に係る影響住民を当局事務所に召集し、対象影響世帯81世帯中、約60世帯が参加。影響住民は、これまでに提示された補償内容に基づく補償額の算定結果(つまり、RAPドラフト版の内容に基づく補償額。但し、補償額に変更があった場合には、補償額も変更する旨の注記有り。)に合意する文書への署名を求められた。結果として、これまでに影響住民の多くが合意文書への署名をした。	9/25 現在で 37 世帯が合意文書に署名しました(その後、署名が進み 9/27 現在、41 世帯が署名済み)
(6) 9月26日、村の行政官は再び、早期開発区域(400ha)内で、上記の文書に署名をしていない影響住民に対し、署名するように呼びかけた。	“村の行政官”とは具体的にどのレベルの方を指しているかは不明ですが、交渉の場で署名への呼び掛けが行われています。

2. 交渉の主な経緯

- 調査団が把握しているこれまでの交渉の主な経緯は下記のとおりです。

月日	主な経緯	備考
9月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> - 約30名の住民が参加。 - Thilawa Social Development Group が交渉への参加を要求し、最終的に政府側は交渉への参加を受諾しました(この経緯に関しては、上記「1. (3)」を参照願います)。その結果、今後の交渉に向けた代表者の選任を依頼しました(交渉グループを形成)。交渉グループは、A. 農地を持たない住民(非農家)、B. 稲作農家、C. 野菜農家、D. 畜産農家の4グループで、各グループの1名はClass Aから選任し、残りはClass A外の住民です(面積比で人数を決めた模様)。 - 住民からの要求事項のヒヤリング。主な要求事項は、①土地(農地)の補償、②農作物への補償年数の増、③移転先地の区画サイズの拡大、④不労期間への補償日数を2週間への4点。土地(農地)の補償には、1千万 Kyat/acre を要求。 	
9月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> - 初日(9/23)に選任した各交渉グループからの代表者14名が参加(Class A-4名、Class A外-10名)。 - 代表者からの要求事項のヒヤリング。主な要求事項は、①土地(農地)の補償、②農作物への補償年数の増、③移転先地の区画サイズの拡大の3点に絞られた。土地(農地)の補償への要求額には、1千万 Kyat/acre から3百万 Kyat/acre へと大幅な譲歩もあった模様。④は、金額が小さいとして取り下げられました。 - 緬側からは支援の枠組みが再度説明され、同枠組みへの合意(合意文書への署名)への呼びかけがなされました。 	移転先地の区画に関しては、住民代表者から非農家、稲作以外の農家、稲作農家別に区画の大きさを変える案も出されたが、参加者内で揉めた模様。結果、統一した区画面積とすることで合意がなされました。住民側のこの段階での区画に対する要望は、最低40' X60'。

9月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> - 2日目(9/24)の合意文書への署名を呼び掛けた結果、62名(Class Aの被影響世帯のみ)が参加。 - 37名(世帯)が、世帯別に支援内容・参考額が記載された表を添付したレターに署名依頼がなされました(ここでは交渉というよりは、表を用いた支援内容・額の説明と、損失資産内容のお互いの確認に近いと思われます)。 	レター・表の翻訳版を添付します。レターに添付の表は、被影響世帯と支援(補償)項目・額を確認するにも用いられたもので、今後、この数値が変更となれば差し替えられます。
9月26日(木)	-前日に引き続き、Class Aの被影響世帯と個別の交渉(同上)。	
9月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> - 午前中、ヤンゴン地域政府(YRG)に住民側の要望を伝え、農作物への支援年数を6年とすること、移転先地の区画を30' x40'に拡大することなどをYRG内で決定 - 夜、農民G代表者と電話で協議。農作物への支援を6年とすること、移転先地の区画を拡大し30' x40'とする旨を説明し、区間面積に関しては内諾。但し、道路のコンクリート舗装や各世帯への電線の引き込み・メーターボックスの設置を要望。一方、農作物への支援6年に対してももう少しの上積みを“要望”している状況 - 9/27現在、合計で41世帯が署名済み 	MOCの内部基準では、被災難民などへ提供する区画は大きくても20' x30'であり、本件の区画はそれと比べて広い旨などを説明したとのこと。
9月28日(土)	-9月28日(土)11:00~交渉。ここで農作物への支援は6年、移転先地の区画を30' x40'、移転先地の道路をコンクリート舗装、各世帯に電線を引きメーターボックスを設置することを受け入れる旨の説明を予定	

- D世帯は、家屋の提供を受けられないとして交渉から離脱する方向とのこと(家屋の提供を期待していた模様)。
- 今回の交渉での詳細の確認過程で一部ペンディングとなった事項(ex. 野菜の作付量)は、9/30の週にでもDMSと同じ体制で再確認作業を予定しています。
- 先の住民協議会で配布した住民移転計画案(RWP)の要約では、コメントの受付期間を9月30日までとしていましたので、コメントを受け付けるように申し入れする予定です。

3. 住民移転計画(RWP)の公開

- Class A区域の住民から、「事前に十分な情報が公開されていない」ことや「RWPのドラフトを住民に周知・徹底する期間が必要」との批判は出ていません。逆に、住民は(受け取れる支援額を知りたく)直ぐにでも交渉に入りたかったというのが本音のようです。文書での合意を急いでいたのも、どちらかと言えば住民側と言えるようです。
- RWP全文の公開(Supporting Committee Officeでの閲覧に供する)に合意しました。公開に際しては、今回の交渉の結果、ヤンゴン地域政府が認めた事項(農作物3年→6年、区画面積20' X30' →30' X40'、ラテライト舗装→コンクリート舗装、各世帯へのメーターボックスの設置など)なども反映した上で行うことにしました。

4. 交渉姿勢

- 基本的に、政府側の交渉団は住民の要望・要求を聴く姿勢を維持しています。政府側交渉団にはヤンゴン地域政府からの参加者、District や Township も 9/24 以降から参加しましたが、参加者は重要事項をその場で判断することは出来ないところ、住民の要望・要求をヤンゴン地域政府に伝えるとしており、その旨を説明しています。その結果、ヤンゴン地域政府も当初の支援の枠組み案から大幅な譲歩を示しており、強要や強制はないものと思われます。土地（農地）への補償など受入れが難しい一部の事項に関しては、その旨の説明がなされていますが、土地（農地）への補償の代わりに農作物への支援年数の増加を提案するなど、“交渉の範囲内”と思われます。
- レターへの署名におきましても、あくまでも署名は住民の意思・判断に委ねている状況です。これまで署名した住民からは、今回のようなアプローチは合理的であるとの意見も多いとのこと。
- 9/25 の交渉では、住民側は政府側の発言をビデオで撮影していたとのこと。政府側としてビデオ撮影を拒否するものでもなく、逆に交渉の状況は同ビデオでもって確認してもらいたいとしています。
- 住民が具体的な移転先地を知りたいとした場合、車両の使用を申し出るなど交渉は友好的に行われているものと思われます。

以 上

3-9: 1997年のミャンマー政府による土地収用（補償済みであること）については、ガイドラインの適用対象となるか否かにつき、どのように考えていたのか。JICAとしてミャンマー政府のいかなる説明に基づき、問題ないと判断をしたのか。

(答)

- ・ 1997年に緬政府により実施された用地取得・住民移転は、ミャンマーとシンガポールの協力事業実施のために行われたもので、本事業のために実施されたものではないことを確認し、同住民移転手続は、JICA 環境社会配慮ガイドラインの適用対象ではないと判断した。
- ・ 1997年の住民移転については、①補償概要、②その考え方、③合意文書の有無、④移転後の事業地のステータスにつき確認した。

3-10: 住民が自ら家を建設することを選択した場合の移転時期の延期、又は建設期間の補償の要否について検討をしたか、また補償をしないことは合理的なものと言えるかと判断をしたのか。

(答)

- ・ 移転先地での家屋建設については、当初、緬政府は移転先地の全世帯につき、自ら家屋建設を行う計画であった。
- ・ 2013年10月2日のヤンゴン地域政府主催の住民協議において移転先地の開発計画等を説明したところ、多くの住民から、自分で家屋を建設したいとの要望が示され、10月5日までに、Village tract が自分で家屋を建設することを希望する世帯のリストを作成。緬政府としては同要望を受け入れ、自ら家屋建設を行う場合には、工事の進捗に応じて総額 250 万チャットを段階的に支給すること、また家屋については、2～3 週間程度の工期が想定され 2013 年 11 月末日頃までに建設することで住民と合意された。(緬政府の当初計画通りに、緬政府による建設を依頼するオプションも用意され 12 世帯がこれを選択。)
- ・ なお 1-6 及び 2-3-3 に記したとおり、JICA 専門家によれば、緬政府が、住民の要望により住民が住宅を建設することを許可した際にも、住民から不労期間の追加補償を求める要望は特に出なかったとのこと。
- ・ 以上、
 - ① JICA GL に沿ったプロセスを経て、住民と緬政府間で合意の上策定されたこと
 - ② 家屋を自力で建設することは各住民の選択であり (政府に建設してもらうオプションもあった)、また不労期間の追加補償について住民と緬政府間で特段の合意がなされていなかったことから、緬政府は不労期間の追加補償を付与する特段の義務はないと判断した。
- ・ 家屋整備が一部完成していないまま移転した世帯があるのは事実であるが、ただし、それは緬政府の意向によるものではなく、住民側の意向を例外的に緬政府が認めたものであったことに留意が必要。また米を栽培している世帯の中には、米の収穫が終わった後の移転を希望した世帯もあり、かかる世帯については結果的に収穫後に移転が行われているとのこと。詳細は 2-3-1 を参照。
- ・

4. 住民その他現地ステークホルダーとの協議

4-1: 住民の移転同意及び補償内容同意

4-1-1: 住民の移転同意及び補償同意（住民からの署名の取得）の際に脅しや高圧的な説明がなされた旨の苦情や情報を JICA は得ていたか、それに対していかに対応したか。

(答)

・ 3-8 参照。

4-1-2: 第4回協議会におけるセ・アウン氏（ティラワ SEZ 管理委員会委員長）の現地語での具体的な発言内容につき把握しているか。

（答）

- ・ 第4回住民協議会における、セ・アウン ティラワ SEZ 管理委員会委員長の発言に係る緬語版の議事録については（緬語版の RWP に添付）、事務局に手交済。
- ・ 異議申立書で指摘された発言（「さらに役人は、提示された収用案を受け入れなければ政府は裁判に訴えたとほのめかした」）については、
 - (1) JICA 専門家を通じ、ティラワ SEZ 管理委員会職員に確認したところ、以下説明あり。

「抑圧的に話されたということはなく、あくまでも住民側の選択肢の一つとして説明がなされました（選択肢は住民にあるといった説明の仕方）。」
 - (2) JICA 専門家チームの現地スタッフに確認したところ、以下説明あり。

「かかる事項が説明された際に参加者が同じ質問を何度も繰り返しても、それに対して Set Aung 氏が丁寧に返答するという状況だった」とのことであった。
 - (3) また JICA ミャンマー事務所より、セ・アウン ティラワ SEZ 管理委員会委員長に確認したところ、以下説明あり。

「脅した様な言い方は決してしておらず、非常に丁寧に説明した。」
- ・ 上記(1)～(3)等の情報や、セ・アウン ティラワ SEZ 管理委員会委員長の説明（政府が所有権と使用権を有している土地につき、住民側が使用権を主張し、立証しようとする場合には、裁判を行うことが手段となること）は事実であると考えられることを踏まえ、特段の問題は見当たらないと判断した。

4-1-3: 個人情報であり非公表

(答)

- ・ 個人情報であり非公表

4-1-4: 住民の移転同意及び補償同意（住民からの署名の取得）のプロセスが適切ではなかった（脅迫や高圧的な説明、住民が理解できる説明の欠如、不公平な対応（ごね得）等があった）ために、合意文書や補償内容の説明文書が配布・公開されなかったと考えられないか。

（答）

- ・ 合意文書については、指摘 **33** に記したとおり、「審査役説明資料」提出時点においては、以下の状況にあった。
 - 緬政府が合意文書のコピーを渡した世帯：**16** 世帯
 - 緬政府が合意文書のコピーを渡してない世帯：**68** 世帯（注）
 - 渡してない理由：事業地に農地しかない世帯に対しては合意文書を渡したが、住居があり移転先地に移転する世帯については、全世帯の移転完了（支援金の支払い完了）を待って一律に配布する予定であったこと等。
- ・ 従って、一部世帯（事業地に農地しかない世帯）には合意文書は配布しており、ご指摘の事情により配布されなかったということはないものと思料。（かかる理由で配布できなかったとすれば、事業地に農地しかない世帯についても配布できなかったと考えられる。）
- ・ なお、**8月8日**時点の合意文書の配布状況は **3-7** 参照。
- ・ 補償内容の説明文書（＝事務局に照会し「支援金額の内訳への合意のコピー」と理解）については、指摘 **33** に記したとおり、全世帯に配布されている。

4-1-5: 流暢に読み書きできるのは 13 世帯のみで、多少読み書きできる 50 世帯、話言葉のみの 16 世帯に対して、複雑な条件について理解できる言語・内容で説明が充分なされたとと言えるか、当時の記録、配付資料、及び JICA の認識につき確認したい。

(答)

- ・ 指摘 33 に記した通り、詳細社会経済状況調査 (DMS) により把握した情報は以下の通り。
 - 流暢に読み書きができる世帯主の数：13 世帯
 - 多少読み書きができる世帯主の数：50 世帯
 - 話し言葉のみの世帯主の数：16 世帯

- ・ 当時の状況につき JICA 専門家に確認した結果は以下の通り。
 - 緬政府 (ティラワ SEZ 管理委員会の職員) が平易な表現で繰り返し説明し、JICA 専門家チームのローカルスタッフもかかる光景を確認しています。
 - 合意文書への署名時点で、内容も分からないのに署名させられたという声やクレームはありません。
 - 「多少」読み書きができるというのは、おおよそミャンマーの初等教育の読み書き習得レベルと捉えています。この場合、補償・支払い合意書などについて、技術的には僅かに読む事ができる程度と言えます。
 - 他方、この際に留意すべきは、ミャンマーの場合、一般的に「字が読める＝書いてある事を理解できる」では必ずしもないことです。例え技術的に字が読めたとしても、書いてある内容を理解できない人も多いと言われてしています。そのため、係る社会・文化的背景を良く知る緬政府関係者は、今回の合意文書に係る説明を住民に対して行う際、字が読めない人のみならず、字が読めても内容を理解していないと見受けられた住民に対しては、合意文書に書かれている内容を読み上げた上で、さらに内容を噛み砕いて平易な言い回しを使いながら、内容の説明に努めたとのことです。
 - またこの際、緬政府関係者が更に配慮したのは、住民の中には、自身が字を読めない事を恥ずかしく思い、合意文書が読めない事を告白できない住民もいたため、そのような場合は、字が読めない事にはあえて触れずに (問題とせずに)、内容の説明に努めたとのことです。

- ・ JICA としては、緬政府対応や、現場で合意文書への署名時点で、内容も分からないのに署名させられたという声やクレームがないとの情報等を踏まえ、特段問題はないと判断。

4-1-6: 合意文書の配布状況。

(答)

- ・ 3-7 参照。

4-1-7: 合意文書を配布することはガイドライン上要求されていると JICA は考えているのか。

(答)

- ・ JICA GL 上、合意文書を配布することまでは要求されていないと理解している。
- ・ 住民移転に係る当該国政府等と住民との合意については、JICA GL 上は以下の通り規定されている。

(参考1) JICA GL : 別紙1 非自発的住民移転 1.

非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。

- ・ 上述のとおり、「実効性のある対策」について「対象者との合意」が必要なことまでは明記されている一方、合意の手段までは規定されていないため、各国の法制度を勘案しながらケースバイケースで判断していくこととなる。
- ・ また、住民移転計画に規定内容を含むことが望ましいとされている世界銀行のセーフガードポリシーOP4.12 AnnexA においても、同様に合意の詳細な手続きについての規定はない。
- ・ なお、指摘 33 に記したとおり、本事業においては、住民要望を反映し策定された各世帯への補償・支援額案が記載され「支援金額の内訳」（住民が署名）のコピーは全世帯に手交され、合意文書についても、全ての世帯が署名している。
- ・ 合意文書については緬政府と全世帯との署名自体は終えていることから、「対象者との合意」は確保されており、JICA GL に沿った対応が行われていると認識。
- ・ ただし、住民との信頼関係向上のためには可能な限り早期に合意文書の配布を了することが理想的であると考えられ、引き続き状況をフォローしていく所存。

4-1-8: 住民などのステークホルダーの協議会参加が制限されるようなことはあったか。そのような懸念が示された際、JICA は如何に対応したのか。

(答)

- 指摘 35 に記した異議申立書指摘事項（「一部住民は協議への参加が認められず、他の者の参加の意欲を削いだ」）が示す内容が必ずしも明確ではないが、仮に 2013 年 9 月 27 日付メコンウォッチレターで指摘された事項であるとすれば、3-8 に記したとおり、2013 年 9 月 27 日に、JICA 専門家に指摘事項につき確認を依頼し、JICA 専門家は緬政府担当者への聞き取り等を通じ状況を確認し、翌 28 日に報告を得た。

メコンウォッチ緊急要請書（2013.9.27）の記載事項	JICA 専門家からの報告
<p>9 月 21 日の住民協議会にて、RAP ドラフト版に関する意見がある場合は 9 月 30 日までに当局事務所に意見を提出するよう求められたため、9 月 23 日、約 40 名の住民（ティラワ SEZ 予定地 400ha 内、および、2000ha 内の影響住民両者を含む）が意見を述べるため、指定の当局事務所を訪問した。しかし、「早期開発地区（400ha）に係る影響住民ではない」ことを理由に、担当者は「2000ha に係る影響住民」との面会を拒否。その後、住民側は 400ha に係る影響住民も含む全員が一度その場を立ち去ったが、再度、数人の住民が事務所を訪問し、翌 9 月 24 日の面会に関する約束を担当者から取り付けた。9 月 24 日に行われた担当者との会合では、住民が述べた意見に対し、担当者から真摯な対応・回答はなされずに終わった。</p>	<p>9/23 には約 30 名の住民が参加しています。その席で、<u>2000ha からの住民は“オブザーバー”的な位置づけになる旨の説明がなされたところ（面会の拒否ではありません）、2000ha の住民側は交渉参加への拒否と受け取ってしまった模様です。一旦、参加者の一人の呼びかけで住民の一部が事務所外に出た事は事実のようですが、その後、政府側担当者から B 稲作農家の交渉グループの一人を通じて話をして誤解を解き、会場に戻ってきたところで、政府側は交渉参加への受入れを受諾しました。その結果、交渉グループが再形成されました（9/21 の住民協議会で形成されたメンバーとは異なり、各グループの 1 名は Class A からの代表者ですが、その他は Class A 外のメンバーから構成されています。面積比で人数を決めた模様です）。</u></p>

- 上記表のとおり、Class A 区域の住民移転交渉であるにも関わらず、同区域外の住民にまで交渉参加機会が与えられたことが確認され、特段の問題が見当たらないと判断した。
- その他特定の住民に係る参加状況については個人情報であり非公表。

4-2: EIA 及び RWP(RAP)の策定及び住民への周知

4-2-1: RWP 案は 2013 年 11 月上旬に公開されたが、ハードコピーを閲覧に来た住民は（どれくらい）いたか。

(答)

- ・ ハードコピーを閲覧に来た住民はなし。また Web ベースでもコメントはなし(下記注)。
(注) 11 月の RWP 公開期間中にティラワ SEZ 管理委員会に 2 件の問合せがあり、1 件はメディア関係者で、もう 1 件は研究者で、いずれも情報提供依頼だったとのこと。
- ・ なお、指摘 37 に記したとおり、緬政府は RWP 案の公表につき広範に周知を行っている。
 - 2013 年 11 月 4 日に、RWP が、ティラワ SEZ 管理委員会事務所、タンリン及びチャウタンタウンシップの General Administration Department (GAD) で公開。
 - 緬政府は、更に Web-site でも公開し
(http://www.mediafire.com/view/dmbchg5u2vg9535/110413_RWP_Final.pdf) 公開に際しては、各 Township Office, Village Office および市場にて公開にかかる告知が掲示された。
 - また緬政府は、2013 年 11 月 8 日付けの Myanmar Alin と The Mirror の 2 紙でウェブサイト掲載を告知し、さらに同紙面ではハードコピーの閲覧場所について説明。
- ・ このとおり、緬政府は広範に周知を行っており、特段の JICA GL 違反事項が見当たらないと考えている。

(参考 1) JICA GL : 別紙 1 非自発的住民移転 4.

大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティーとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。

4-2-2: EIA 及び RWP 策定プロセスに関し、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならないが、情報提供、事前周知の仕方及び協議方法含め、JICA はミャンマー政府にどのような働きかけを行ったのか。

(答)

- ・ 2013 年 2 月以降、複数回に亘り、日本政府と緬政府の会議（ティラワ SEZ 日緬政府間調整委員会）や JICA と緬政府高官（ミン・スエ ヤンゴン地域首相、セ・アウン ティラワ SEZ 管理委員会委員長）との会合等において、JICA GL 等、国際基準に準拠した住民移転手続きをとり進めてもらいたい旨を申し入れ、複数回に亘り、JICA GL や世銀セーフガードポリシーの概要等を説明。
- ・ また 2013 年 5 月には、JICA 専門家を派遣し、国際基準準拠の住民移転手続きにつき緊密に助言を行いながら支援を行ってきた。
- ・ JICA 専門家からは、住民との協議に関し、緬政府に対し主に以下の助言等を行った。
 - (1) 住民協議会の全体構成
第 2 回～第 4 回と順を追った説明となるよう住民協議会の全体構成を助言
 - (2) 住民協議会運営
 - ▶ 透明性の確保（被影響住民を招待しているが、マスメディアも含めて、当日、会場に来た人・団体の参加は拒まない。Notice による通知、被影響住民に対する招待状配布）
 - ▶ 当日、会場では公平に発言機会を与えることへの配慮（発言者を被影響住民のみに限定しない）
 - ▶ 当日、会場で直接発言することをためらう人への配慮（フィードバックフォームを配り、意見を記入してもらおう。係る事項は当日、記入を促すとともに、文字を書くことが出来ない住民には、支援スタッフが聞き取りを行い代筆する旨を説明）
 - ▶ 威圧的・高圧的にならないように住民と同じ目線での協議の実施（会場に座る際にも、目線が同じになるように配慮。言葉づかいでの配慮）
 - (3) グループ別・個別協議に関しては、下記の点を働きかけ
 - ▶ 威圧的・高圧的にならないように住民と同じ目線での協議の実施（言葉づかいの配慮、）

4-2-3: EIA は JICA ガイドライン別紙 2 及び世銀 Operational Policy 4.01, Annex B、RWP は世銀 Operational Policy 4.12, Annex A に定める内容に沿って作成されているかどうかにつき、JICA はどのように確認したのか。

(答)

- ・ JICA の環境レビュープロセス等において、EIA 及び RWP を確認し、JICA ガイドライン別紙 2 及び世銀 Operational Policy 4.01, Annex B、RWP は世銀 Operational Policy 4.12, Annex A に定める内容に沿って作成されているかどうかにつき確認を行った。
- ・ その結果、EIA については、
 - ① 調査開始段階での調査項目の選定（スコーピング）、
 - ② 影響が想定される各項目にかかる基礎データ収集（ベースライン調査）、
 - ③ ベースライン調査結果に基づく影響予測・評価の実施、
 - ④ 評価結果に基づく適切な緩和策・モニタリング計画の策定等、JICA 環境社会配慮ガイドラインなど国際基準を満たす形で作成されていると評価。
- ・ また、RWP については、損失資産、生計手段、移転費用等に対する補償・支援が包括的に盛り込まれ、JICA の環境社会配慮ガイドラインに沿った内容と判断した。

4-2-4: EIA に係る住民協議会の参加者は少なく、RWP に係る住民協議会の参加者が多いのは、住民の関心の高さの違いである可能性はあるものの、事前の通知があまりにショートノティスであったのではないかと。また、一部住民に対してのみ書面で招集を通知したことは問題なかったか。

(答)

- ・ EIA と RWP の住民協議会の開催日、通知タイミング、周知方法、及び参加人数については以下のとおり。

ステークホルダー会議	開催日	通知日	周知方法	住民参加人数	全参加人数 (含む、政府関係者、プレス等)
EIA					
第 1 回	2013.4.8	2013.4.4 及び 2013.4.5 (3~4 日前)	チャウタンタウンシップ の下の各村から住民に周知	2 名	31 名
第 2 回	2013.8.23	2013.8.16 (7 日前)	第 1 回目の周知方法に加え、事業予定地に住む住民に招待状を送付	1 名	30 名
RWP (注)					
第 2 回	2013.6.11	2013.6.9 (2 日前)	各タウンシップ、village tract で Notice による告示。事業予定地の被影響世帯 (この時点では、2013 年 4 月の緬側実施センサス結果がベース) に招待状を送付	95 名	107 名
第 3 回	2013.7.30	2013.7.26 (4 日前)	各タウンシップ、village tract で Notice による告示。事業予定地の被影響世帯及び詳細 DMS の結果事業予定地から外れた世帯に招待状を送付	151 名	167 名
第 4 回	2013.9.21	2013.9.19 (2 日前)	各タウンシップ、village tract で Notice による告示。事業予定地の被影響世帯に招待状を送付	153 名	161 名

(注) 第 1 回 (2014.2.14) については、JICA 専門家が支援を行っておらず通知日等は不明。

- ・ 上述のとおり、RWP の住民協議会の方が EIA よりもショートノーティスで通知がなされている一方、参加人数は RWP の方が圧倒的に多く、通知タイミングが参加人数に影響しているとは考え難い。
- ・ また EIA の第 2 回ステークホルダー会議において、「一部住民に対してのみ書面で招集を通知したことは問題なかったか」との点については、併せて、チャウタンタウンシップの下各村から住民に広く周知がなされており、JICA GL 上の問題はないと考えられる。

(参考) JICA GL : 2.4 ステークホルダーとの協議 3.

JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、事前の広報により周知するよう相手国等に働きかける。

4-2-5: EIA における社会影響評価は、RWP において補完されているとのことであるが、その旨住民に説明はされていたか。また、JICA は補完された社会影響評価がガイドラインに適合する旨をどのように確認したのか。

(答)

- ・ 第二回のステークホルダー協議（2013年8月23日）において、「社会配慮については緬政府が別途検討を行う」旨の説明がなされている。
- ・ JICA は、RWP の確認、現地実査、JICA 専門家を通じた情報収集等を通じ状況の確認を行い、本住民移転の補償・支援については、累次に亘る住民協議会、グループ別・個別の住民協議等を経て、住民要望を反映して策定され、全対象世帯と合意に至ったものであり、内容も、損失資産、生計手段、移転費用等に対する補償・支援が包括的に盛り込まれ、JICA の環境社会配慮ガイドラインに沿ったものであると判断した。

4-3: 実施モニタリングと苦情処理メカニズム

4-3-1: ミャンマーにおける軍政からの民主化の経緯を踏まえ、住民からの不服申立や苦情処理のメカニズムを整備する必要はなかったのか。今後のモニタリング及び苦情処理メカニズムの構築は予定されているか。

(答)

- ・ 「審査役説明資料」に記したとおり、当初緬政府は環境社会配慮に係る国際基準に精通しておらず、2013年1月31日にはティラワ地区の住民に2週間以内の強制退去命令を出した。その後日本政府や JICA より、国際基準準拠の手続きを行うよう要請し、その結果、移転対象住民の退去等は実施されなかった。
- ・ 以降、JICA から、累次に亘り、JICA GL の説明や上述の JICA 専門家派遣等を通じた支援を行ってきた。とりわけ JICA 専門家については現地スタッフも合わせた投入は相当規模に上り、必ずしも国際基準準拠の環境社会配慮手続に慣れていない緬政府に対し木目細かい支援を行ってきた。
- ・ その結果、緬政府側の理解が向上し、ティラワ SEZ 管理委員会委員長等、緬政府の幹部がイニシアティブをとり、国際基準準拠の住民移転手続をとることが徹底されるようになった。
- ・ 具体的には、
 - 第2回～4回の住民協議会における緬政府の住民との対話姿勢や住民発言内容（住民側が発言内容を制約されているように見受けられなかった）、
 - また住民協議会には参加の制限は特になく、住民側から求めがあれば支援団体等の参加も拒まれていなかったこと、
 - 4-1-8 に記したとおり、グループ別協議には、Class A 区域の住民移転交渉であるにも関わらず、同区域外の住民にまで交渉参加機会が与えられたこと
 - 3-8 や 4-1-3 等に記したとおり、緬政府は、住民の要望・要求を聴く姿勢を有し、住民要望を反映し政府提案を修正し譲歩ながら、補償・支援案を策定していったこと等が挙げられる。
- ・ こうした状況を踏まえれば、緬政府は住民の意見を聴きながら住民移転作業を進めていると評価され、住民側に意見があれば十分に伝えられる環境にあると考えられたことから、通常とは異なる特別な不服申し立て/苦情処理メカニズムの枠組みを構築する必要性は感じられなかった。
- ・ なお、緬政府は、住民協議過程においても、不服申し立て/苦情処理メカニズムの枠組みを構築するとともに、同枠組みの説明及び、コンタクト窓口としてティラワ SEZ 管理委員会の電話番号、E メールアドレスを RWP 概略（第4回住民協議会（2013年9月21日）で住民に配布）に掲載し、住民に周知していた。

- ・ 現在は、RWP に記されているとおり、不服申し立て/苦情処理メカニズムの枠組みが構築され、生活再建対策実施委員会(IRPISC)等が窓口となっている。
- ・ 移転先地の住民（コミュニティーリーダーの2名）も IRPISC メンバーであり、住民は様々な意見や要望とコミュニティーリーダーを通じて IRPISC に伝えることが可能となっている。実際にコミュニティーリーダー等を通じて、住民からの要望が伝えられている。（下記 4-3-2 参照）。

4-3-2: 内部モニタリング体制として、従来実施してきた内容及び今後考えられる改善策について確認したい。

(答)

- ・ 内部モニタリングについては、緬政府職員が移転先地訪問等により状況確認を行い、生活再建対策実施小委員会（IRPISC）の場で報告を行っている。（これまでに2013年12月6日、23日、2014年1月24日、3月24日、6月30日に委員会を開催）。
- ・ またIRPISCの住民代表2名も随時、移転先地等における課題につき住民から聴取し、IRPISC及び緬政府への報告等を行っている。
- ・ こうした内部モニタリングの枠組み等を通じて、課題への対処等が行われた事例は以下の通り。
 - 移転先地内のごみ置き場の設置。
 - 移転先地における井戸（ハンドポンプ）の故障への対応（修理業者の手配）。
 - 普通運転免許取得のための講習参加を希望している住民のうち3～4名は、NRCカード（National Registration Card＝IDカード）を紛失したために講習に申し込みができない状態にあったが、NRCカードの再発行手続きが速やかに行われるようIRPISCで推薦状を作成し住民に配布。
 - 食品加工研修を受講した7名の女性のフォローアップについて、企業に、簡易食堂、カフェ、食料雑貨店の運営場所を女性たちのために確保することを働きかけ。
 - 移転地に住む41世帯のうち1～2世帯の生計維持者は、SEZ等で労働の機会があるにも拘わらず「距離が遠い」「疲れる」「賃金が安い」「労働規則に従いたくない」等の理由で働きに出ることに消極的であり、他方で「生活していくお金がない」ことを悩みとして訴えていることから、今後、折に触れ住民の労働意欲の向上に努めていくこと、並びに生活状況についてモニタリングを継続して行っていくことをIRPISCメンバー間で共有。
- ・ 今後考えられる改善策は、これまで内部モニタリングは緬政府関係者により不定期に行われてきたが、今後はIRPISCが月に1度などのペースで移転先地を定期的に訪問し、住民の住環境や就業・就学状況などについて確認していくこと。現在、そのための緬政府側の体制整備に向けて、JICA専門家チームが技術支援を行っている状況。

4-4: TSDG からのレターへの対応

4-4-1: 2013年10月15日にTSDGメンバーと面談後、複数のレターをTSDGから受領したにもかかわらず、JICAからの回答が2014年5月までなされていない理由は何か。その間、JICAはいかなる対応をしたのか。今後の対応予定。

(答)

- ・ 「JICAからの回答は2014年5月までなされていない」ということはなく、JICAは、緬政府がTSDGの話を書く用意がある旨意向確認し、「まずは緬政府と当事者間でよく対話をするよう」TSDGに促してきた。(2013年10月15日のTSDGとJICAとの対話時にかかる発言を行うとともに、2014年2月3日及び4月28日に、JICAミャンマー事務所よりTSDG代表にTELで伝達。)
- ・ JICAがかかる対応をとってきたのは
 - JICA GLに基づき、当該国政府が現地ステークホルダーとの協議を主体的に行うことを原則とし、両者間の対話が円滑に行われることを重視してきたこと、
 - 上述のとおり、緬政府側が、常に住民と直接対話の用意があるとのスタンスをとっていたこと
 - 4-3-2で記したとおり、緬政府に対し住民要望を伝える枠組みが構築され、住民から改善要望が複数寄せられ、実際に改善につながった事例も出てきている等、機能していると考えられることから、持続可能なコミュニティー開発等の見地から同枠組みを尊重し強化していくことが重要と考えてきたこと等による。
- ・ しかしながら、TSDGから緬政府にコンタクトする気配がなく、また本年4月以降、JICAがTSDGに会わないということが様々なメディアで報道される等、移転先地の住民の心情や緬政府による生計回復支援にも様々な影響が出る事態となった。
- ・ JICAとしては、このままでは当事者間の対話が行われることはないと判断し、さらに本件を取り巻く様々な状況も改善させる必要がある等の考えから、2014年5月28日にTSDGに緬政府とJICAと三者で対話を行うことを提案。
- ・ 更に6月6日にTSDG代表等と東京で対話し、再度三者による対話を懇話。7月8日にティラワで三者協議を実施。
- ・ 同三者協議において、TSDGから緬政府に対し、8月、9月は毎月、以降は隔月で緬政府との対話を継続していくことを要望し、緬政府は応諾。今後TSDGが直接緬政府に対話を要請し、JICAとしても適宜必要に応じ同席する旨発言。
- ・ 8月の対話については、現在、TSDGと緬政府間でスケジュール調整中。

以上

(別添 3) 移転先地写真 (排水状況)

Photo Book of Drainage Conditions at Relocation Site (13.8.2014)

	
小降雨直後	小降雨直後
	
豪雨直後	豪雨数時間 (3~4 時間後)
	
移転地内の排水集約地点	移転地外に続く排水路

別資料 (井戸状況)

2014年8月13日



透明度が高く、移転先地住民及び周辺地域住民が飲料水かつ生活用水として利用。

透明な水が出る。しかし井戸周辺の水捌け状態が悪く、近隣の⑩の井戸を使う傾向にある。



透明な水が出る。住民は飲料水及び生活用水として使用。



水捌けの悪い地点に設置されており、他の井戸でまかなえるため、使用する人はほとんどいない。

現在は、白く濁っている状況。付近により透明度の高い井戸⑩があることから、現在は、生活用水としてのみ利用。



透明な水が出る。住民は飲料水及び生活用水として利用。(鉄分の匂いが気になるのとこと生活用水としてのみ利用する住民もいる。)



Closed Well
 New Well (Hand pump)

- Plot
- Proposed plot
- Open well
- Hand pump
- Culvert
- Transformer
- Garbage pit

透明な水が出る。住民は飲料水及び生活用水として利用。(鉄分の匂いが気になるのとこと生活用水としてのみ利用する住民もいる。)

